

2016 年中国専利調査の主な結論

(※2016 年中国専利データ報告)

国家知識産権局規画発展司

国家知識産権局知識産権発展研究中心

2017 年 6 月

2016年の専利（特許、意匠、実用新案を含む）調査は中国の23省・自治区・直轄市を網羅し、2015年末時点で有効専利を有する専利権者及びその有効専利を対象として実施した。調査で実際に配布した専利権者向けアンケート票は1万5,000票、専利情報アンケート票は4万3,000票、実質回収率は80%を超え、有効率は70%を超えた。報告によると、中国の専利権保護の需要は旺盛で、有効専利の実施率が緩やかに伸びている一方、中小・零細企業が専利権侵害に遭遇するリスクが高く、権利維持が困難である。

一．専利権保護は需要が旺盛で、保護が一層強化

近年、中国の専利権保護をめぐる環境は絶えず改善されている。2016年、全国の専利に関する行政法執行・事件調査処理件数は前年比36.5%増の4万8,916件に上り、権利者の合法的な権益が保護された。調査によると、専利権者の知的財産権保護に対する需要は旺盛で、専利行政法執行の強化を望む声は強い。

（一）保護の需要は旺盛だが、保護に対する満足度を高める必要がある。

調査によると、8割を超える専利権者は中国の知的財産権保護を段階的又は大幅に強化する必要があると考えている。そのうち、6割余の専利権者は、「段階的に強化する必要がある」と回答する一方、2割近くの専利権者は「大幅に強化する必要がある」と回答した。どの専利の専利権者の評価も全体的な状況とほぼ一致する。個人は他の専利権主体と比べて知的財産権保護に対する需要が強く、28.0%の個人が知的財産権保護を「大幅に強化する必要がある」と回答した。

「満足している」、「非常に満足している」と回答した専利権者の割合は、専利権者の専利権保護に対する満足度の表れとみなすことができる。調査によると、政府の専利権保護活動に満足を示す割合はわずか56.2%であった。専利権保護が強化され、満足度の向上が

必要であることが見て取れる。

(二) 専利権者は自主的な専利行政法執行の強化を望んでいる。

専利行政法執行を求める専利権者は増える傾向にあり、専利管理機関が積極的に法執行を行い、権利侵害行為を取り締まることを望んでいる。調査によると、61.3%の専利権者は、「専利管理機関が積極的に法執行を行い、権利侵害行為を取り締まることを望む」と回答し、その割合は前年に比べて0.9ポイント上昇した。「専利管理機関に通報する」と回答した専利権者の割合は51.3%に達し、前年に比べて5.6ポイント上昇した。「協議により解決する」と回答した専利権者の割合は25.8%、「法院に訴えを提起する」と回答した専利権者の割合は23.6%で、前年に比べて低下した。

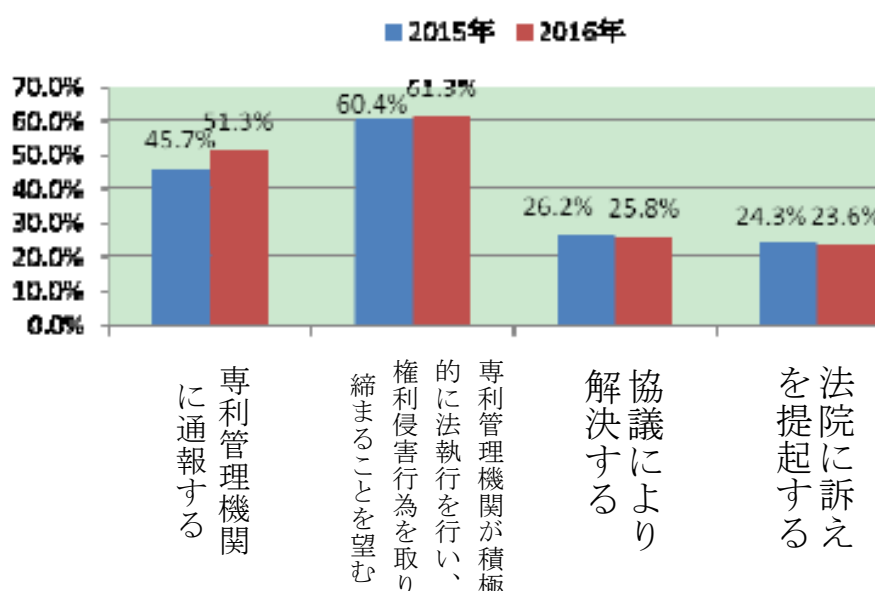


図1 2015～2016年の調査で、専利権者が望む権利保護方式

(三) 専利権侵害の割合は年々低下する傾向があるが、近年は若干高まっている。

直近5年の調査データによると、専利権者が権利侵害に遭遇する割合は顕著に低下し、権利侵害行為がある程度抑止されていることが分かる。2015年は過去最低にまでに低下した。一方、最新のデータによると、2016年に企業と大学の専利権者が権利侵害に遭遇した割合は2015年に比べて上昇し、研究機関と個人の専利権者が権利侵害に遭遇した割合は前年に引き続き低下した。専利行政法執行は今

後なお強化し続け、専利侵害行為に対する抑止を強める必要があることが伺える。また、重点分野と重要な専利をめぐる法執行、権利維持の援助活動は今後も長期間継続しなければならない。

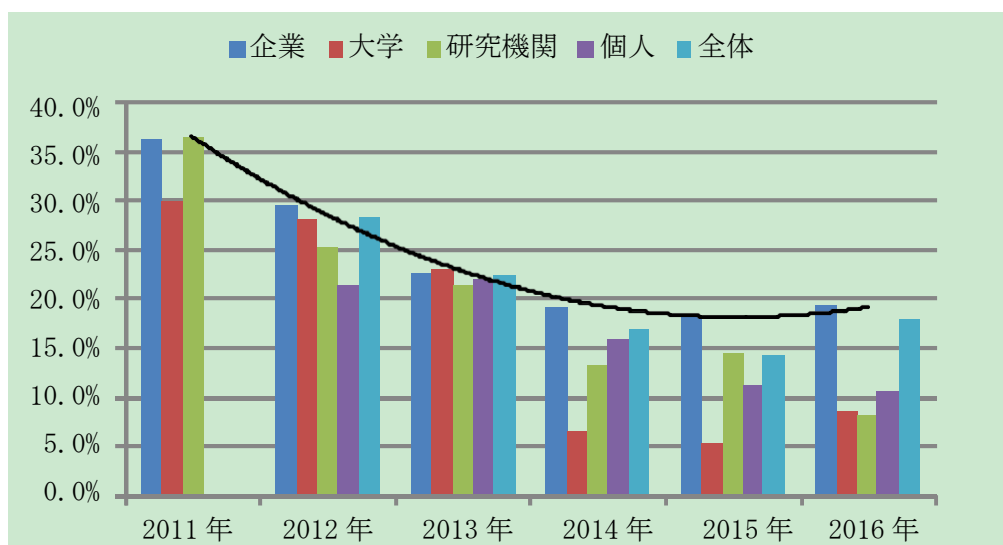


図2 2011～2016年の調査で、権利侵害に遭遇した専利権者別の割合

(四)「挙証が難しい」が専利司法保護を制約する最も主要な要素

挙証の難しさは、専利の司法保護に対する専利権者の満足度を下げる直接的な原因となっている。調査によると、専利の司法保護に関して専利権者が現在最も不満を感じていることのトップ3位は、「挙証が難しい」、「裁判期間が長い」、「判決の執行が難しい」であった。そのうち、「挙証が難しい」ことに不満を覚える専利権者は50%を超えた。「裁判期間が長い」、「判決の執行が難しい」ことに不満を覚える専利権者の割合はそれぞれ34.3%、27.6%だった。

表1 専利の司法保護に関して現在最も不満を覚えること（単位：%）

	企業	大学	研究機関	個人	全体
提訴前の侵害停止命令を得にくい	18.5	6.5	15.8	14.8	17.6
挙証が難しい	52.8	56.5	53.7	49.1	52.7
裁判期間が長い	34.1	35.5	31.7	36.9	34.3
賠償額が低い	22.0	25.7	12.0	23.3	21.9
判決の執行が難しい	26.4	35.2	39.0	32.2	27.6
訴訟費用が高い	18.2	24.8	8.7	19.4	18.2
合計	172.0	184.2	160.8	175.7	172.4

調査では、法院が認定した賠償額についても質問した。5割近くの

専利権者は「賠償を受けていない」と回答し、28.9%の専利権者は「10 万元以下」、18.8%の専利権者は「10 万～50 万元」とそれぞれ回答した。地方調査でのインタビュー結果によると、訴訟事件 1 件あたりに要する費用はおよそ 40 万～50 万元で、勝訴により賠償金を取得しても、訴訟に要した費用を補填しきれないケースがほとんどである。また、「保有する専利を売却しようとする場合に 1 件あたりの想定収益」についても調査を行ったところ、専利 1 件あたりに期待される平均収入は 10 万～50 万元に集中した。換言すれば、司法による権利維持に要する費用が、企業が専利を売却することによる収益の期待額を超えていた。

二. 専利の実施率は緩やかに上昇、企業の専利実用化が進んでいる

調査によると、2006 年から 2016 年にかけて、中国における専利の実施率は 57～75%だった。2013 年に専利の実施を開始した割合は 74.1%で、2 年連続で上昇し、過去最高に達した。2014 年から専利の実施率は落ち始め、69.2%に低下、2015 年はさらに低下して 57.9%となり、過去最低に達した。2016 年、専利の実施率は盛り返し、61.8%に上昇した。

(一) 中国における有効専利の実施率は 6 割を超え、企業の専利活用水準が最高に

2016 年の調査によると、中国における専利の実施率¹は 61.8%だった。専利権者別にみると、企業の専利の実施率は 67.8%で最も高かった。専利の種類別でみると、意匠権の実施率が 65.8%で最も高かった。

表 2 専利の実施率 (単位：%)

	企業	大学	研究機関	個人	全体
有効特許	65.7	16.2	29.2	46.1	52.9
有効実用新案	68.0	11.7	38.4	34.8	62.9
有効意匠	69.1	10.1	60.9	55.6	65.8
合計	67.8	12.1	42.4	42.1	61.8

¹専利の実施率=有効専利のうち実施済の専利件数/有効専利件数。

データによると、中国の專利実用化率²は 46.0%だった。專利権者別にみると、企業が 51.5%で最も高かった。專利的類型別でみると、意匠が 52.4%で最も高かった。

表 3 專利実用化率（単位：%）

	企業	大学	研究機関	個人	全体
有効特許	48.1	5.1	14.4	28.7	36.7
有効実用新案	50.6	3.1	20.6	22.0	46.2
有効意匠	55.8	2.4	43.6	41.1	52.4
合計	51.5	3.3	25.3	28.0	46.0

（二）專利の実施率は專利保有件数に一定件数まで比例し、ピークを超えると低下する

專利権者の專利実施行為は、專利保有件数の多寡により違いが見られる。調査によると、專利保有件数の増加に伴い、專利の実施率は上昇するが、ピークに達すると低下する単峰形分布を呈している。發明專利を例にとると、保有件数 1～2 件の実施率は 55.3%、保有件数 10～29 件の実施率は 64.7%と最も高く、保有件数 100 件以上の実施率はわずか 41.0%だった。

実用化率も專利保有件数に対して単峰形分布を呈している。專利件数 1～2 件の專利権者の專利実用化率は低く、40%に満たない。一方、專利件数が 10～29 件の專利権者の実用化率は 50%を超え、最高だった。一方、專利保有件数 100 件以上の專利権者の実用化率は 40.4%に低下した。3つの類型の專利（發明、意匠、実用新案）をみても、実用化率は同じく単峰形分布を呈している。

一定件数の有効專利を保有する專利権者のうち、專利保有件数が多いほど、実施していない專利が占める割合が高まる傾向がある。過去の調査によると、專利保有件数が多い專利権者は、專利を実施する以外に、技術の蓄積、製品イメージの構築、宣伝効果の向上、製品規格の構築、資本との交換や交渉手段、競争相手の抑止や技術封鎖などに專利を利用しており、全体として專利活用水準は高い。

²專利実用化率=有効專利のうち製品の生産、市場への投入に用いられる專利件数/有効專利件数。

(三) 企業の規模と専利の実施率は正比例関係を呈する

調査によると、大企業は専利実施の意欲が強く、又は、大企業は専利を実施しやすいともいえる。全体的にみると、企業の規模が大きいかほど、専利の実施率は高くなる。専利の種類別にみると、零細企業の有効発明専利、有効実用新案、有効意匠の実施率は50～60%に集中し、いずれも他の規模の企業よりも低かった。

企業の発明、実用新案の実用化率と企業の規模の関係は単峰形分布を呈する一方、意匠の実用化率と企業の規模は正比例関係を呈する。さらに詳しくみると、発明と実用新案についていえば、中規模企業の実用化率は他の種類の企業よりも高く、単峰形分布を呈する一方、意匠は企業の規模が大きくなるほど、実用化率が高くなる。

(四) 大学の専利実用化レベルは全国平均を下回り、専利の実施許諾、権利譲渡の伸び代が大きい。

調査によると、中国の大学の有効専利の実施率は12.1%で、企業の60%以上の実施率を遥かに下回る。さらに、大学の有効専利の実用化率はわずか3.3%で、全国の平均水準である46.0%を遥かに下回る。専利の実施許諾、権利譲渡のデータをみると、中国の大学の専利実施許諾率はわずか3.3%で、全国の平均水準8.1%を下回る。中国の大学の専利権利譲渡率はわずか1.9%で、同じく全国の平均水準5.4%を下回る。大学の専利活用能力は低く、大学の専利の価値実現が妨げられている。

三. 中小・零細企業は専利権侵害リスクが高く、イノベーション成果の実用化が難しい

調査によると、中国の中小・零細企業は資金援助の取得に関して優位でなく、技術イノベーションの成果の実用化が難しく、保有する専利が権利侵害に遭遇するリスクが高く、権利維持が難しい状況にある。

(一) 中小・零細企業は資金援助の取得に関して優位ではない。

調査によると、政府の企業に対する資金援助は、顕著な「マタイ

効果」を呈しており、規模が大きな企業ほど、政府から好意を得やすく、研究開発に対する資金援助、専利に対する資金援助を得られる可能性が高い。

データをみると、研究開発活動が政府から援助を受ける割合が最も高いのは大企業で、50.9%だった。最も低いのは中小・零細企業で、35.7%だった。また、保有する有効専利について、専利出願の資金援助を政府から得たことがある割合は同じく大企業が45.8%で最高だった。一方、中小企業、零細企業の割合はそれぞれ28.1%、29.2%だった。

(二) 中小・零細企業の技術イノベーションの成果は実用化が難しい

大企業に比べて、中小・零細企業の専利は実施や実用化が難しいが、中小・零細企業の専利に将来性がないというわけではない。データによると、企業の規模が小さいほど、「技術イノベーションの成果が市場のニーズから外れ、販路を失くす」割合が低い。

また、調査によると、「他の市場主体による技術イノベーションの模倣を効果的に阻止できない」という専利保護をめぐる巨視的な環境に由来する共通の要因を除き、企業の規模が小さいほど、「有効な融資チャネルが欠如し、その後の大規模生産に必要な資金の援助が得られない」、「マーケティングチャネル構築に要する費用があまりに高く、負担しきれない」といった回答が際立ち、資金の問題が、企業が技術イノベーション活動から収益を得ることを阻害する重要な要素となっている。

(三) 零細企業は専利権侵害に遭遇するリスクが高く、権利維持が難しい

零細企業は、権利侵害に遭遇するリスクが高い。調査によると、企業の専利権者が専利権侵害に遭遇する割合は19.5%で、企業の規模別でみると、零細企業が24.5%で最も高かった。権利保護措置をみると、企業の規模が小さいほど、権利侵害に遭遇した後に対策を

講じない傾向が強い。半数を超える零細企業は、権利侵害に遭遇した後、対策を講じていない。しかし、権利侵害に遭遇した後に対策を講じないことは、企業が対策を試みていない、又は努力していないということではない。実際、中小・零細企業は、権利の保護や救済措置の面で努力を試みている。データによると、企業が行政機関と知的財産権に関する業務で関わりをもったケースで多いのは「知的財産権の行政法執行」に関するケースであり、そのうち、零細企業の割合は47.3%で、大企業の割合である40.6%を顕著に上回った。つまり、中小・零細企業が対策を講じない原因は多くの場合において、「苦情を訴える窓口がない」ことである。これも、中小・零細企業の権利保護が難しい実情を間接的に裏付けている。

出所：

2017年6月30日付け中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2017/201706/t20170630_1312349.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。